

OSS License Checked! Orchestrating a brighter world **NEC**

オープンソースの「力」を伝える
オープンソースカンファレンス 2020 Tokyo/Spring

GNU GPL入門

2020年2月21日
 NEC OSS推進センター・姉崎卓博

Orchestrating a brighter world

未来に向かい、人が生きる、豊かに生きるために欠かせないもの。それは「安全」「安心」「効率」「公平」という価値が実現された社会です。

NECは、ネットワーク技術とコンピューティング技術をお互いに補完する新しいインテグレーションとしてリダーシップを確立し、卓越した技術とさまざまな知見やアイデアを融合することで、世界の国々や地域の人々と協業しながら、明るく希望に満ちた暮らしと社会を実現し、未来につなげていきます。

自己紹介
 NEC OSS推進センター所属・姉崎卓博

- 元、汎用機ACOSの通信管理、OSの標準化、実装に関わる
- IA-64 Linuxの実装、Linuxの普及に関わる
 - IA-64 Linux on 16-Wayサーバ(AzusaJ) Linux Conference 2000 Fall
- OSSライセンスの解説に取り組む2006～
- 2008年から、OSSライセンスのコンサルをビジネスに
 - @IT連載記事「企業技術者のためのOSSライセンス入門」執筆

OSSライセンス入門

- OSCC講演が専門記事では画期的な386はてブ記録
 - https://jp.nec.com/oss/osslic/article.html
- 著作権情報センター(©)第9回著作権・著作権侵害 論文 佳作入選
 - 「OSSライセンスとは～著作権法を権原とした解釈」「著作権」の専門の先生方にも一定の評価をいただいた

GNU GPL グニュー ジーピーエル

GNU General Public License

グニュー ジェネラル パブリック ライセンス

- GNU projectで開発公開するプログラムのライセンスの一つ
 - GNUソフトウェア：GNU Emacs, GCC, gdb, …
- 多くの他の開発プロジェクトでも利用
 - Linuxカーネル、Samba、MySQL、WordPress、…

ライセンスは 契約ではない

「ライセンサーとライセンシーとの契約」?

それは「ライセンス」ではなく「ライセンス契約」。

商用ソフトウェアのソフトウェアライセンスのEULA：End User License **Agreement** はライセンスについての**合意**、つまり、**ライセンス契約**。

“Licenses are not contracts” by Eben Moglen
 10 September 2001
<https://www.gnu.org/philosophy/enforcing-gpl.html>

この違いがわからない企業製OSSには、BSDLなのにAgreementと書いてあったりする

そもそも、**ライセンス**とは

a licence is a unilateral permission, not an obligation,
ライセンスは、一方的な許諾であり、義務ではない

Transcript of Eben Moglen at the 3rd international GPLv3 conference; 22nd June 2006
<https://fsfe.org/campaigns/gplv3/barcelona-moglen-transcript.en.html>
ユスティニアヌス法典(ローマ法大全)の**法学提要**(the Institutes of Justinian)記載用語

ライセンス(license)はラテン語で許可もしくは同意といった意味を表す“licentia”という言葉が起源とされる。
 17世紀後半には英国の判決で、ライセンスとは、なんら財産や利益の移転や財産の移転・変更をせずに、ライセンスが行わなければ違法になる行為を合法にすることであるとの定義が現れる。
金子宏典, Section 1 ライセンス概論『ビジネス法大全』ライセンス契約 日本評論社

Stallman氏がGPLを**契約法に基づかせない**正当な2つの理由
Don't Let 'Intellectual Property' Twist Your Ethos
 http://www.gnu.org/philosophy/no-ip-ethos.html

by Richard M. Stallman
 June 09, 2006

- Copyright law is **much more uniform** among countries than contract law, which is the other possible choice.
 著作権法は、国家間で、契約法や他のありうる選択より、**非常に均質である**。
- There's another reason not to use contract law: It would require every distributor to get a user's formal assent to the contract before providing a copy. To hand someone a CD without getting his signature first would be forbidden. **What a pain in the neck!**
 契約法を使わないもう一つの理由は、コピーを提供する前に、契約への正式な同意を得ることを、あらゆる頒布者に要求するから。彼の**サインをもらうことなく誰かにCDを渡すことは、禁じられている。うんざりする!**

作った人たちが「**GPLは契約ではない**」と、言っているのに、
GPLを契約と扱って、
妥当な扱いが出来るわけが無い。

にもかかわらず、あるIPA報告書(2009年)では、
 『「**GPLは契約ではなくライセンスである**」と**いったことは一切述べていない**』などと**事実誤認**の上で記述されている。

GPLは、何を許諾・許可しているのか?

Linuxの場合、**GPLv2 第3条** http://www.opensource.jp/gpl/gpl_ja.html

3. あなたは上記第1条および2条の条件に従い、**許諾条件1(BSDL相当+α)**

『プログラム』(あるいは第2条に定める派生物)を**オブジェクトコードないし実行形式で複製または頒布することができる許諾内容**

ただし、その場合あなたは以下のうちどれか1つを実施しなければならない:

- 著作物に、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを**添付する**。(α項)
- 著作物に、(α項)ソースコードを、(α項)提供する旨述べた少なくとも3年間は有効な書面になった**申し出を添える**。(以下省略) **許諾条件2**

※BSDL: Berkeley Software Distribution License

もう、GPLだけで、**自由**に使っているわけじゃない

Linuxが流行って、GPLとか意識する以前から、UNIXにSambaで共有フォルダを作成したり、Apacheで社外Webサーバを立ち上げていた。

これは、何もしていなかったから、
GPL違反、Apacheライセンス違反だったのか?

GPLが無くて、**自由に実行はできる**→違反ではない

使用許諾契約書などの制約なく、バイナリが公開されたら**自由に実行**でき、ソースが公開されたら**自由に改変**もできる。

Webで公開
 Samba
 GPL

アップロード
 本を読むのに著者の許可が必要か? 音楽を聴くのに作曲家の許可が必要か? 無断で使用

共有フォルダ
 Samba
 Samba開発者

ここまでは**GPLは関係ない**

製造
 OSS
 生産
 OSS
 OSS
 OSS

複製または頒布できる。つまり、複製権の行使が許諾される

許諾を得て**利用可能**

他人の複製権の行使
 無断なら他人の著作権侵害

「契約ではない」なら、やらなくてよいのか?
 許諾条件(BSDL相当+α、ソース開示)を満たさなければ、「複製または頒布」が許諾(ライセンス)されないだけ。

ライセンスが行わなければ違法になる行為を合法にすること
 なのだから、やらなければ**違法行為**(法律違反)になる。
GPLが無ければ、再頒布は違法行為

ソフトを自由にするルールとGPLを誤解している人はこの道理をわかっていない。
 「契約でなければ、法律違反は気にしない」のは、**根本的に、おかしい。**

許諾条件を満たさないと、**どの法律違反**になるのか?
 すでに出ているが、**著作権法**。
 GPLには、**こう直接的に記載されていないので、わかっていない人が多い**
 ほとんどの自由ソフトウェアのライセンスは、**著作権法**に基づいている

Most free software licenses are based on **copyright law**
<http://www.gnu.org/philosophy/no-ip-ethos.html>

ほとんどの自由ソフトウェアのライセンスは、**著作権**を元にしています。
 Most free software licenses are based on **copyright**
<https://www.gnu.org/philosophy/free-sw.html>

GPLの目的：著作権を活用して、何をしたいのか?

よく聞く都市伝説

- 企業のプログラムをソース公開させたい
- プログラムは何の制約も無い自由であるべきだ
- ソフトウェアの自由を保証する

GPLの目的：GPLv2の前文

GNU General Public Licenseは、

- あなたがフリーソフトウェアを共有したり変更したりする**自由を保証する**—すなわち、ソフトウェアがそのユーザすべてにとってフリーであることを**保証すること**を目的としています。

「保証することを目的としてい」るが、保証しているわけではない、かも…なぜなら

- あなたがフリーソフトウェアの複製物を頒布する自由を保証するよう設計されています

結果として「保証するよう設計されています」と読める

で、保証しようとしている「自由」はフリーソフトウェアを共有したり変更したりする**自由**
 フリーソフトウェアの複製物を**頒布する自由**

※なお、最近(数年前)のGNUサイトでは、「フリーソフトウェア」は「自由ソフトウェア」と表現「フリーソフト」との混乱・誤用を避けるためか。

自由ソフトウェアとは? (ほぼOSSと同じプログラムを指すが、<https://www.gnu.org/philosophy/free-sw.ja.html>)
あるプログラムが自由ソフトウェアであるとは、そのプログラムの利用者が、以下の4つの必須の自由を有するときです

0. どんな目的に対しても、プログラムを望むままに**実行**する自由
1. プログラムがどのように動作しているか研究し、必要に応じて**改造**する自由
2. 身近な人を助けられるよう、コピーを**再頒布**する自由
3. **改変**した版を他に**頒布**する自由

BSDやApacheのプログラムにこれらの自由はないですか?

BSDのプログラムも自由ソフトウェア

自由ソフトウェア OSS

BSDのプログラム

ApacheL*のプログラム *Apache License

GPLのプログラム

LGPL**のプログラム **GNU Lesser General Public License

GPL以前にBSDがあったが、何が問題だったのか?

BSDライセンスで問題とストロマンが思った事

OSS開発者

BSDライセンスで公開

自由ソフトウェア

不完全な機能を差し替えて再頒布可能

便利なプログラム

ジェームス・ゴスリング 著作権売却

Gosmacsで非力なMocklispを差し替えてbyストロマン

本物のLISPが使えるEmacs

製品化を差し替えて再頒布可能

不完全な機能を差し替えて再頒布可能

不便なプログラム

ユニプレス社

自由ソフトウェアではない

不便なプログラムを修正する能力があっても、ソースコードが無ければ改善できない。結果、不便なプログラムの利用を強いられる。

BSDでは再頒布の際に自由でなくなる事も

ソースが無くて改変できない事態を避けるために

再頒布の条件にソース開示の条件を加える

GNU Emacs General Public License

後にこの手法(method)の愛称を「コピーレフト」とした。GNU Emacs以外のプログラムでも使えるように汎用化

GNU General Public License

決して、コピーレフトという概念があって、ソース開示も求めたわけではない!

「コピーレフトという概念が重要」と語られる内容には注意

コピーレフトの都市伝説

コピーレフトはコピーライトの逆の意味

著作権に反対しているかと、著作権を逆手に取ったとか

コピーレフトはコピーライトが残っているという意味

そんなことGNUは言っていない

コピーレフトの概念のライセンスへの適用状況に応じてコピーレフト型、準コピーレフト型、非コピーレフト型の3つに分類(IPAの報告書での分類)

そんな適応基準のようなものは存在しない!

さて、

こんなGPLの表現を見かけますよね…

改変するとソース公開の義務が発生するとか

正しくは、**改変にかかわらず、ソース開示が頒布の条件**

あと、**GPLのライブラリをリンクするとアプリもGPLになる**とか

これは? (次ページで補足)

ウィキペディアのGPLのライブラリの説明

https://ja.wikipedia.org/wiki/GNU_General_Public_License

ライブラリ

…、次のようないくつかの異なる見解が存在する。

見解1: プロプライエタリ・ソフトウェアを動的リンク、静的リンクすることはGPLに違反する

見解2: プロプライエタリ・ソフトウェアを静的リンクすることはGPLに違反するが、動的リンクに関しては不明瞭

見解3: リンクは無関係である

不安な方に GNU GPLの理解を高める、お手伝いします

■OSSライセンスと著作権法 講義(5H)

第1章 OSSは一般に他人の著作物

第2章 OSSライセンス違反とは

第3章 著作権について

第4章 OSSライセンスの概略

第5章 GPL感染/伝播などの都市伝説について

第6章 基本的な対策例

補遺 GPLv3について

補遺2 体制例

1回5名まで30万円, 10名まで40万円, 20名まで50万円

御社の会議室に出席して講義します。

基本5H(補遺の除く)100ページ超のテキスト

※ご希望により、ゆっくり7Hで、高いで4Hも可能です。(費用変わらず)

7H(補遺の除く)4H(補遺の除く)

次回、2020年3月10日(火) NEC本社で実施、一人8万円の公開(公募)セミナーの開催も可能

詳細は、<https://jpn.nec.com/oss/ossic/> 掲載PDF参照、他社と同席、補遺テキスト無し、短縮4.5H

<https://jpn.nec.com/oss/ossic/OSSEdu.html>

すべてのソース添付できれば、一番簡単! …だが

少なくとも、OSSはすべてソース添付すればOK!

OSS(ex. Samba)

開発アプリ

OSS(ex. Linux)

HW

開発アプリもソース添付できれば話は簡単だが、ソース開示しないで頒布するから、難しくなる。GPLを利用していたら、著作権侵害など

⇒納品物のソースコードからOSSを検出するツールで確認を

OSS検出ツール**Black Duck** を205 NECブースで展示

安いツールもあるが、

ファイル名しか検出しないツールでは、ソース流用は検出できません。

しかも、**一行でも**流用したらソース開示は **デマ**だし。

●誰が書いても同じになるコードは著作権性が無い。

●全く一致しても独自に創作なら著作権侵害にならない

これがわからないツールベンダが多い

ツール結果を著作権に基づいて解析できるスキルが必要

NEC解析支援サービス

使っているOSSとライセンスは判明した。で、何をすれば? という、自らの理解が不安な方のために

■製品個別・対策支援アドバイス・サービス

入力

1. 一覧
 1. OSS名とバージョン
 2. OSSライセンス名とバージョン
 3. 入手先など
2. 製品の頒布(販売)形態
3. 開発アプリでのOSSの使い方(図)

出力

- ・ライセンス違反になりそうなところを指摘
- ・条件を満たす対応策を提案
- ・当然、後の祭りもあり得る

Linux用ドライバのソース開示がないデバイスを選択済み

<https://jpn.nec.com/oss/ossic/OSSproduct.html>

OSSライセンスを正しく理解するための本 順次公開中

第1章 OSSの初歩 **5/27公開** 根拠を示した解説

第2章 OSSライセンスの概要 **6/27公開**

第3章 OSSライセンスの都市伝説 **11/5公開**

第4章 OSSを使ったビジネスで気をつけること **1/27公開**

第5章 トラブル回避のための基本的な施策案

第6章 コンサル事例

第7章 余談：著作権法とNEC創立の関係

<https://jpn.nec.com/oss/ossic/article.html#article08>

Orchestrating a brighter world

NEC

<https://jpn.nec.com/oss/ossic/>